令和5年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(厚生労働省保険局保険課)

		(字工力則自体娛內体娛球/		
項目	名	出産育児一時金の支給額の見直しに伴う非課税措置等の拡充		
税	目	所得税、国税徴収法		
要	いて、	令和4年度に出産育児一時金の支給額を見直し、政令等を改正する場合において、令和5年度以降の出産育児一時金について、引き続き、健康保険法第 62条等に基づく所得税の非課税措置等を講じる。		
望		険法(大正 11 年法律第 70 号)(抄) 合権の保護)		
Ø	第 61 条 こと (租税	第 61条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえる ことができない。 (租税その他の公課の禁止)		
内	第 62 i	条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準とし 課することができない。 		
		平年度の減収見込額 一 百万円		
容		(制度自体の減収額) (一 百万円)		
		一		
新		政策目的 出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者ま		
設	た	出産育児一時金は、健康保険法等に基づて保険品刊として、被保険有よ はその被扶養者が出産したとき、一定金額を支給することにより、出産 要する経済的負担の軽減を図るものである。		
•	202	この支給額については、令和4年度の「経済財政運営と改革の基本方針 22(令和4年6月7日閣議決定)」等において、出産費用の実態を踏ま		
拡	え	た出産育児一時金の増額に向けた検討を行うこととされており、出産費 の実態等に関する調査研究の結果等を踏まえ、社会保障審議会医療保険		
充	部	会において検討することとしている。		
又	税	出産育児一時金を含めた保険給付は、健康保険法第 62 条等に基づき非課 等となっているが、当該検討の結果、出産育児一時金の支給額を見直す		
は	場	合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。		
延				
長	(2)	施策の必要性		
を		出産育児一時金を含めた保険給付は、「生活の保障または生活の安定 図るために支給されるもの」であることから、非課税等となっているも		
必	の	であり、その支給額を見直す場合であっても、引き続き、非課税措置等		
要	と 記	講じる必要がある。		
٤				
す				
る				
理				
由				

今回の要望(租	合理性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
		政 策 の 達成目標	出産育児一時金の支給を通じて、妊婦が安心・安全に出産で きる環境整備を図る。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	_
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	_
		政策目標の 達 成 状 況	_
税 特別措	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
置)に	<u>勃</u> 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	_
関連する事項	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置の 妥 当 性	出産育児一時金を含めた保険給付は、「生活の保障または生活の安定を図るために支給されるもの」であることから、非課税等となっているものであり、その支給額を見直す場合であっても、引き続き、非課税措置等を講じる必要がある。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	_
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
	前回要望時 の達成目標	_
	前回要望時からのでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	-
これまでの 要 望 経 緯		令和3年度に同様の税制改正要望を行った。